証券コード　3694
2024年６月11日
（電子提供措置の開始日　2024年６月４日）

株　主　各　位

佐賀県佐賀市本庄町１
株式会社オプティム
代表取締役社長　菅　谷　俊　二

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに「第24期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
（https://www.optim.co.jp/investors/stock）
上記ウェブサイトにアクセスして、「第24期定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご覧ください。

　また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**　なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月26日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月27日（木曜日）開　会　午後１時00分
※受付開始時刻は午後０時20分を予定しております。

2．場　　所　佐賀県佐賀市本庄町１
オプティム・ヘッドクォータービル

3．目的事項

報告事項
１．第24期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第24期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

4．その他招集にあたっての決定事項

(1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

(2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以　上

～～～

【電磁的方法による議決権行使について】

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。）

（2）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）インターネットによる議決権行使は、2024年６月26日（水曜日）の午後６時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記２．（１）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

＜議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）＞

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

【株主総会オンライン配信のご案内】

本総会のオンライン配信は、Zoomウェビナーを通してご覧いただけます。オンライン視聴を

ご希望される株主様におかれましては、事前にフォーム
にてお申し込みを受付させていただきます。受付手続き完了後に、ご視聴用のURLとパスワードを別途ご案内申し上げます。

1．ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生された場合は「Zoomヘルプセンター」より動作環境のご確認をお願い申し上げます。
Zoomヘルプセンター（https://support.zoom.us/hc/ja）
2．本総会でのオンライン配信においては会社法上、株主総会への出席とは認められず、ご視聴のみ可能となります。
3．今後の状況により、オンライン配信ができなくなる可能性がございます。配信の状況等につきましては、当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいますよう、お願い申し上げます。
4．映像や音声データを第三者へ提供することや公開での上映、転載・複製やログイン方法を第三者に伝えること等は禁じます。
5．生配信のみとなります。後日のオンデマンド配信は行いませんので、あらかじめご了承ください。
6．インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
配信をご覧いただくにあたりまして、ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。ご登録いただきました株主様の個人情報につきましては、株主総会のオンライン視聴にのみ利用させていただきます。

◆オンライン視聴お申し込みの受付方法◆

方　　法	フォームにて株主名・株主番号・メールアドレス・ご意見の登録をお願いします。	
フ　ォ　ー　ム		
締　め　切　り	2024年６月24日（月曜日）午後３時00分	

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度において当社グループでは、前連結会計年度より継続して、圧倒的なシェアを持つ「モバイルマネジメントサービス」を着実に成長させるとともに、「X-Tech（クロステック）サービス」について急速に拡大するDX（※１）市場でイノベーションを創出し、大きな成長を実現することを目指し、両者を両輪として当社グループの事業を展開させてまいりました。

以下、当連結会計年度における具体的な進捗について、「X-Techサービス」「モバイルマネジメントサービス」「その他サービス」という分類にしたがいましてお伝えいたします。

はじめに、積極的な成長投資の中心である「X-Techサービス」についてお伝えします。

まずアグリテックについては、ドローンを活用した、水稲栽培を行う圃場別にデジタル解析を実施し、適期の防除を可能とする「ピンポイントタイム散布」サービスの導入が、全国の水稲生産者及び農業団体へ急速に広がっております。前年度「ピンポイントタイム散布」サービスをご利用いただいたお客様よりサービスの継続した利用の申し込みや利用規模の拡大についてご相談いただくとともに、新規の導入も急速に拡大しております。

マーケティングDXについては、「OPTiM Digital Experience」プラットフォームの提供を中心に取り組んでおります。新しい展開として、デジタルを活用した誰もが暮らしやすい地域・地方を実現する「自治体向けスーパーアプリ・プラットフォーム」を提供開始しました。「自治体向けスーパーアプリ・プラットフォーム」とは、自治体が提供するあらゆるサービスや情報を、ひとつのアプリ、IDを通じて住民の皆様へ提供するためのプラットフォームです。本プラットフォームを活用したスーパーアプリを利用することで、住民の皆様は役所へ行かなくともオンラインで各種行政手続きを行うことができるようになります。さらに、ゴミの収集日、地域の情報、防犯防災など、ご自身に関連する欲しい情報や重要な情報を得ることもできます。また自治体は、窓口業務の省人化や、住民の属性に応じた情報発信を行うことができるなど、行政のデジタル化を推進することができます。本プラットフォームは、「佐賀市公式スーパーアプリ」にて活用されております。同アプリ

は、提供から９ヵ月間で約38,000ダウンロードを達成し、佐賀市民有効浸透率約３割と新しいデジタル行政インフラとして認識が広がっております。一般社団法人デジタルメディア協会（以下、AMD）の「デジタル・コンテンツ・オブ・ジ・イヤー’23／第29回AMDアワード（※２）」において、「リージョナル賞」を受賞しており、外部機関からも高い評価を得ています。また、同アプリを用いた佐賀市の取り組みは、デジタル庁が推進するデジタル田園都市国家構想交付金のTYPE３の交付対象として採択されました。このTYPE３交付対象とは、オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取り組みというTYPE２の要件に加え、さらに先駆的かつデジタル社会変革による地域の暮らしの維持に繋がり、かつ総合評価が優れている取り組みに対して採択されるものとなり、交付金の上限、補助金率も大きくなります。当社グループでは、「自治体向けスーパーアプリ・プラットフォーム」について、「佐賀市公式スーパーアプリ」で培ったノウハウを活かして、全国の自治体へのサービス展開を目指してまいります。

デジタルコンストラクションについては、スマホ３次元測量アプリ「OPTiM Geo Scan」のライセンス契約数が順調に増加をしました。これは、好評な「OPTiM Geo Scan」の基本機能に加え、長距離での高精度な３次元測量を誰でも簡単に実現する「OPTiM Geo Scan Advance」などの、「OPTiM Geo Scan」関連サービスを利用することで、従来の測量に必要だった高額で専門的な測量機器をスマートフォンで代替できることや、図面作成や数量計算などの業務に必要なアウトプットの作成までスマートフォンで完結できることから、土木測量や災害被災現場の測量など幅広いシーンで活用された結果であると考えております。また、「OPTiM Geo Scan」は、国土交通省が提供している新技術情報提供システムNETIS（New Technology Information System、以下NETIS）において、最高評価である「VE」を獲得しました。NETISとは、新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として、国土交通省が整備したデータベースシステムです。NETISに登録されることで、国及び地方公共団体などの発注者や施工業者、コンサルタントなどの方々へ情報が共有され、全国での活用が期待できます。

オフィスDXについては、AIを活用した契約書管理サービス「OPTiM Contract」及び文書管理サービス「OPTiM 電子帳簿保存」のバージョンアップを継続的に実施しております。文書管理を効率化する機能の追加や、契約書及び帳票書類のAI解析精度の向上を行うなどしており、ユーザーの利便性が向上した結果、大幅にライセンス数が増加しております。さらに、両サービスは公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証（※３）」を取得しました。ユーザーは改正電子帳簿

保存法で求められている電子データ保存要件を、個別に確認することなく要件に適合した保存が可能になります。本認証を取得したことにより、法改正対応へのニーズを取り込むことができ、さらなる成長が期待できます。

映像管理DXについては、クラウドAI映像解析サービス「OPTiM AI Camera」をさまざまなお客様に提供しております。一例として、福岡市及び北九州市へも提供を開始しました。両自治体において「OPTiM AI Camera」は、役所における窓口の混雑状況を可視化し、市民サービスの向上や業務効率化に貢献しています。これらの事例に続き、全国の自治体へ「OPTiM AI Camera」を提供し、自治体DXの推進を支援いたします。

デジタルヘルスについては、遠隔診療サービスの展開を強化するとともに、株式会社メディカロイドの手術支援ロボットシステム「hinotori™サージカルロボットシステム」のネットワークサポートシステム「MINS」の取り組みが、継続的に成長しております。

次に、もう一つの事業の柱である「モバイルマネジメントサービス」についてお伝えします。「モバイルマネジメントサービス」では、13年連続シェアNo.1（※4）の「Optimal Biz」に関して、より効率的・効果的な環境整備を行い、モバイル端末がさらに浸透する中、多様化、深化する顧客ニーズへの対応を実現できるような体制づくりを実施しました。これらの施策の結果、「Optimal Biz」については、市場の成長とあわせて、順調にライセンス数も増加しております。今後も、市場における優位性の拡大を目指したバージョンアップを実施し、引き続きサービスを成長させていきます。

最後に、「その他サービス」については、「Optimal Remote」や「タブホ」のライセンス売上が計画どおりに推移しております。

このような取り組みにより、当連結会計年度の経営成績は、売上高10,243,411千円（前年同期比10.4％増）、営業利益1,940,238千円（前年同期比10.9％増）、経常利益1,844,116千円（前年同期比12.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,171,356千円（前年同期比21.7％増）となりました。

※1 DX…デジタルトランスフォーメーションの略称。「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念であり、企業がテクノロジーを利用して、事業の業績や対象範囲を根底から変化させるという意味。

※2 AMDアワード…AMDが、毎年過去1年間に発売又は発表されたデジタルコンテンツの中から優秀作品又はサービスを審査のうえ、選定し、その制作者個人あるいは

グループの功績を表彰するもの。詳細は以下のWebサイトをご確認ください。
https://amd.or.jp/pressrelease/2024/20240305_29th_AMD_award_prize.pdf

※３ 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証…公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)により、スキャナ保存（紙で授受した書類をスキャンして電子データとして保存すること）を行う市販ソフトウエア及びソフトウエアサービスが、電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックされ、法的要件を満足していると判断したものを認証する制度。

※４ 出典：デロイト トーマツ ミック経済研究所 2023年９月発刊、「コラボレーション・モバイル管理ソフトの市場展望 2023年度版」より。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は94,399千円で、その主な内容は、パソコン及び通信端末機器34,736千円、ドローン及びドローン関連機器28,529千円（国庫補助金等による圧縮記帳21,328千円控除後）、農業用機械装置15,428千円です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における特筆すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 21 期 (2021年３月期)	第 22 期 (2022年３月期)	第 23 期 (2023年３月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
売上高(千円)	7,517,790	8,310,717	9,277,336	10,243,411
経常利益(千円)	2,000,453	1,485,545	1,634,990	1,844,116
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,237,601	943,561	962,761	1,171,356
１株当たり当期純利益(円)	22.49	17.14	17.49	21.28
総資産(千円)	6,248,906	7,387,477	8,219,451	9,562,534
純資産(千円)	4,355,888	5,248,802	6,189,309	7,342,061
１株当たり純資産(円)	77.39	93.68	110.76	131.65

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 21 期 (2021年３月期)	第 22 期 (2022年３月期)	第 23 期 (2023年３月期)	第 24 期 (当事業年度) (2024年３月期)
売上高(千円)	7,389,792	7,976,542	9,044,870	9,976,220
経常利益(千円)	1,993,407	1,557,826	1,780,246	1,946,251
当期純利益(千円)	1,234,659	1,013,067	1,000,320	1,046,513
１株当たり当期純利益(円)	22.43	18.40	18.17	19.01
総資産(千円)	6,086,965	7,313,454	8,218,043	9,409,930
純資産(千円)	4,262,365	5,229,295	6,207,149	7,234,834
１株当たり純資産(円)	77.44	94.99	112.76	131.38

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (議決権比率)	主な事業内容
株式会社オプティム アグリ・みちのく	80,000千円	95.0%	スマート農業事業
オプティム・バンク テクノロジーズ株式会社	30,000千円	95.0%	AI・IoTソリューション の販売
株式会社オプティム・ デジタルコンストラクション	10,000千円	100.0%	建設業界向け ICT機器の販売
株式会社ユラスコア	1,000千円	100.0%	クラウドCRMの 開発及び販売
株式会社オプティム・ ファーム	20,000千円	100.0%	スマート農業事業

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 売上の拡大

当社グループのビジネスモデルは、ストック型のライセンス収入を中心とした売上構造となっております。当社グループでは、圧倒的なシェアを持つ「モバイルマネジメントサービス」を着実に成長させるとともに、急速に拡大するDX市場でイノベーションを創出し、大きな成長を実現するべく事業展開を行ってまいりました。このような戦略のもと、当社グループでは、引き続き、順調なモバイルマネジメントサービスを着実に成長させつつ、X-Techサービスについては、特にアグリテックのドローン農薬散布サービス、オフィスDXの文書管理系サービスなどの大幅な成長を実現させるべく積極的な投資を進めてまいります。なお、当社グループは、第４次産業革命において中心的な役割を果たす企業となることを標榜しており、その実現に向け優良な投資機会が生じた場合、柔軟かつ積極的に成長投資を行っていきたいと考えております。

② 開発人員の拡充と組織の強化

当社グループの主要な収入源であるストック型のライセンス収入においては、複数の大規模プロジェクトに対応するために開発部門人員の拡充及び開発体制の強化が最重要課題となっております。当社グループでは、優秀なエンジニアが競争力の主要な源泉となると考え全社一丸となり採用活動に取り組んでおります。

一方で、当社グループの事業分野であるIT関連の人材、特にAI関連の人材については、市場全体でエンジニア不足が顕著となっております。優秀なエンジニアを獲得していくほか、現在の開発人員に対して研修や勉強会を実施するなど組織の底上げを図るとともに、人事制度や給与制度の見直しを行い退職リスクの削減にも努めてまいります。

また、プロジェクトに合致した技術を有している派遣社員を活用し、プロジェクトマネジメント手法の改善などによりさらなる開発体制の強化・改善を図ってまいります。

③ 知的財産戦略の強化

当社グループは、「事業成長の源泉はイノベーションにある」と考えており、創業以来、研究開発活動に積極的に取り組んでまいりました。特に2018年３月期からは、「第４次産業革命」において中心的な企業となるための足がかりを作るため、研究開発部門の人員体制及び運営体制の強化に取り組んでまいりました。

また、知的財産権は、他社との差別化の根幹となるものであり、あるいは新市場・新顧客開拓のための重要な手段でもあるため、事業展開と同期した知的財産権の獲得となるよう、事業戦略と知的財産戦略の一体的立案・推進に加え、業務の迅速化・効率化にも取り組んでまいりました。

このような取り組みの一例として、「OPTiM Contract」での研究開発成果を権利化した特許第6290459号「契約書管理システム、契約書管理方法、および契約書管理プログラム」（令和３年度九州地方発明表彰・文部科学大臣賞)や、「OPTiM Geo Scan」での研究開発成果を権利化した特許第6928217号「測定処理装置、方法及びプログラム」が挙げられます。

また、取り組みで得た知見は、知的財産による産業発展に寄与すべく国内外に発信しております。2023年4月の世界知的所有権機関（WIPO）主催イベントでは、当社代表取締役社長の菅谷への知財活用に関するインタビューが紹介されました。また、WIPOのIP Advantage（世界各国の知財活用事例データベース）に、当社農業事業での知財活用事例が掲載されました。

今後も、知的財産権獲得による競争優位の確保に取り組んでまいります。

④　プライム市場の上場維持基準への適合

当社は、2022年４月の株式会社東京証券取引所の市場区分の再編において、プライム市場に移行いたしましたが、「流通株式比率」については、基準を充たしておりません。今後、当社が中長期的な企業価値の向上を図るうえにおいては、その前提として当社がプライム市場の上場維持基準を充足することが重要な経営課題になるものと考えております。

当社は、2023年６月29日付け提出の「上場維持基準の適合に向けた計画書に基づく進捗状況について」に基づき、流通株式比率の適合に向けた取り組みを実施することで、2025年３月期中を目途に、上場維持基準を充足させていく方針です。

(5) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

当社グループは、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当社グループの事業内容をサービス別に区分し、以下に記載いたします。

① X-Techサービス

区分	製品・サービス
プラットフォーム	・OPTiM Cloud IoT OS ・OPTiM IoT ・OPTiM ID+（プラス）
アグリテック	・ピンポイントタイム散布サービス ・ドローン打込条播サービス ・スマート米 ・Agri Field Manager
デジタルヘルス	・MINS（Medicaroid Intelligent Network System） ・オンライン診療プラットフォーム
デジタルコンストラクション	・OPTiM Geo Scan
マーケティングDX	・OPTiM Digital Experience ・自治体向けスーパーアプリ・プラットフォーム ・OPTiM Hardware My Portal
オフィスDX	・OPTiM Contract ・OPTiM 電子帳簿保存 ・OPTiM Store ・OPTiM サスマネ
映像管理DX	・OPTiM AI Camera ・OPTiM AI Camera Enterprise

② モバイルマネジメントサービス

区分	製品・サービス
モバイルマネジメント	・Optimal Biz

③ その他サービス

区分	製品・サービス
リモートマネジメントサービス	・Optimal Remote ・Optimal Remote Web ・Communication SDK ・OPTiM Taglet
サポートサービス	・Optimal Setup ・Optimal Diagnosis & Repair
その他サービス	・パソコンソフト使い放題 ・タブホ（電子雑誌読み放題サービス） ・その他製品

(6) 主要な営業所（2024年３月31日現在）

① 当社

OPTiM TOKYO （東　京　本　社）	東京都港区海岸１丁目２番20号 汐留ビルディング18Ｆ
OPTiM SAGA （佐　賀　本　店）	佐賀県佐賀市本庄町１
OPTiM KOBE	兵庫県神戸市中央区小野柄通７丁目１番１号 日本生命三宮駅前ビル11Ｆ
TECH CENTER IIZUKA （テックセンター飯塚）	福岡県飯塚市川津680番41号 飯塚研究開発センター103号室

② 子会社

株式会社オプティム アグリ・みちのく	青森県青森市新町２丁目６番18号 中新町ビル３Ｆ
株式会社オプティム・ デジタルコンストラクション	東京都港区海岸１丁目２番20号 汐留ビルディング18Ｆ
オプティム・バンク テクノロジーズ株式会社	佐賀県佐賀市本庄町１
株式会社ユラスコア	東京都港区海岸１丁目２番20号 汐留ビルディング18Ｆ
株式会社オプティム・ ファーム	東京都港区海岸１丁目２番20号 汐留ビルディング18Ｆ

(7) 使用人の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
398名	17名増

（注）１．使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。
２．使用人数には、当社から連結子会社外への出向社員を除いております。
３．使用人数には、連結子会社外から当社及びその連結子会社への出向社員を含めております。
４．当社グループの事業は、ライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平 均 勤 続 年 数
383名	18名増	33.1歳	4.9年

（注）１．使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。
２．使用人数には、当社から他社への出向社員を除いております。
３．使用人数には、他社から当社への出向社員を含めております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株　式　会　社　み　ず　ほ　銀　行	300,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　195,712,000株

(2) 発行済株式の総数　55,163,232株

（注）新株予約権の行使により発行済株式の総数が19,264株増加しております。

(3) 株主数　14,015名

(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
菅　谷　俊　二	34,209,600株	62.12%
東日本電信電話株式会社	3,200,000株	5.81%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,193,200株	3.98%
小　上　勝　造	734,500株	1.33%
富士フイルムホールディングス株式会社	589,280株	1.07%
株式会社ＳＢＩ証券	470,866株	0.86%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	404,000株	0.73%
野村信託銀行株式会社（投信口）	367,700株	0.67%
野　々　村　耕　一　郎	303,328株	0.55%
徳　田　整　治	277,408株	0.50%

（注）持株比率は自己株式（95,347株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権
発行決議日		2014年８月13日
新株予約権の数		574個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,368株 （新株予約権１個につき32株） （注）３
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1,536円 （１株当たり 48円） （注）３
権利行使期間		2016年８月14日から2024年８月13日まで
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取　締　役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 574個 目的となる株式数 18,368株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監　査　役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

（注）１．本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとします。
① 本新株予約権者のうち、当社役員及び従業員については、新株予約権割当当時から権利行使時までの間において継続して当社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合には引き続き新株予約権を行使することができるものとする。
② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

２．① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

３．2015年４月１日付で普通株式１株を４株、2017年４月１日付で普通株式１株を２株、2019年４月１日付で普通株式１株を２株、2020年４月１日付で１株を２株とする株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

4．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅　谷　俊　二	株式会社オプティム・デジタルコンストラクション　代表取締役
取　締　役	谷　口　玄　太	技術担当
取　締　役	休　坂　健　志	営業担当 株式会社オプティムアグリ・みちのく　取締役 オプティム・バンクテクノロジーズ株式会社　取締役 株式会社オプティム・ファーム　代表取締役 株式会社NTT e-Drone Technology　取締役
取　締　役	林　　昭　宏	管理担当 株式会社オプティムアグリ・みちのく　監査役 オプティム・バンクテクノロジーズ株式会社　監査役
取　締　役	江　川　力　平	
取　締　役	竹　﨑　雄一郎	Fairy Devices株式会社　取締役 株式会社本郷植林研究所　取締役 双日モリノミライ株式会社　取締役 キンカ・アセットマネジメント株式会社　取締役
常勤監査役	小　島　孝　之	西九州大学　理事会理事
監　査　役	吉　冨　勝　男	
監　査　役	飯　盛　義　徳	慶應義塾大学総合政策学部教授 兼　政策・メディア研究科委員 NPO法人鳳雛塾理事長

（注）１．取締役江川力平氏及び竹﨑雄一郎氏は、社外取締役です。
２．監査役小島孝之氏、吉冨勝男氏及び飯盛義徳氏は、社外監査役です。
３．当社は、株式会社東京証券取引所に対して、上記５名を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
４．監査役吉冨勝男氏は、他社での取締役の経験を活かし、当社の設立時から社外監査役として特に会計に関する監査を重点的に行っております。今後も同氏の経験と見識は当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる恐れのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

なお、2024年12月に同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を報酬委員会(委員長江川力平氏）による答申に基づき当社取締役会にて定めており、その概要は以下のとおりです。

また、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が原案について検討を行っており、当社取締役会も次の方針に基づき決定されているものと判断しております。なお、非金銭報酬等は導入しておりません。

② 決定方針の内容の概要

ア．基本方針

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の地位及び職務を総合的に検討し、適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

イ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

月例の固定報酬とし、各取締役の役割及び貢献度ならびに業績等を総合的に勘案した任意の報酬委員会の答申内容を踏まえて取締役会で決定するものとする。

ウ．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給する。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社グループの営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、営業利益の目標達成率のほか、従業員とのバランスや株主還元等も加味して算出する。当事業年度の当社グループの営業利益は1,940百万円でした。賞与を与える時期は毎年一定の時期とする。取締役の報酬については金銭報酬のみとし、株式報酬その他の非金銭報酬は付与しない。

以上の方針に従った報酬委員会の答申内容を踏まえて取締役会で決定するものとする。

エ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

基本報酬及び業績連動報酬の個人別の報酬の額に対する割合については、各取締役の役割及び貢献度ならびに業績等を総合的に検討し、上記方針に照らして相当とされる水準になるよう、任意の報酬委員会において検討を行うものとする。取締役会は、任意の報酬委員会の答申内容を踏まえて種類別の報酬割合の範囲内で取締役個人別の報酬等の内容を取締役会で決定するものとする。

③　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2018年６月28日開催の第18期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役100百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与除く）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役２名）です。監査役の報酬限度額は、2009年６月26日開催の第９期定時株主総会において年額10百万円以内、別枠で賞与年額３百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

④　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、任意の報酬委員会の答申内容を踏まえて取締役会で具体的な報酬額を決定するものとする。

⑤　当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	69,840千円 （ 6,840千円）	48,640千円 （ 6,840千円）	21,200千円 （—）	— （—）	6名 （2名）
監査役 （うち社外監査役）	3,000千円 （ 3,000千円）	3,000千円 （ 3,000千円）	— （—）	— （—）	3名 （3名）
合計 （うち社外役員）	72,840千円 （ 9,840千円）	51,640千円 （ 9,840千円）	21,200千円 （—）	— （—）	9名 （5名）

（注）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	竹崎 雄一郎	Fairy Devices株式会社　取締役 株式会社本郷植林研究所　取締役 双日モリノミライ株式会社　取締役 キンカ・アセットマネジメント株式会社　取締役	特別の関係はありません。
監査役	小島 孝之	西九州大学　理事会理事	特別の関係はありません。
監査役	飯盛 義徳	慶應義塾大学総合政策学部教授 兼　政策・メディア研究科委員 NPO法人鳳雛塾理事長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 江川力平	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
取締役 竹崎 雄一郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役 小島 孝之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役 吉冨 勝男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役 飯盛 義徳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

③　社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

江川力平氏は、営業に関する豊富な経験を有しており、2015年当社社外取締役就任以来、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する助言、監督等適切な役割を果たしていただいております。

また、指名委員会・報酬委員会の委員長として委員会の運営を主導し、客観性・透明性ある指名及び報酬手続きとなるよう関与・助言するなど当社の業務執行に対する監督機能を担っております。

竹﨑雄一郎氏は、金融機関での企業買収やコーポレート・ファイナンスの経験・知識に加え、IT企業での経営者としての幅広い経験を有しており、2022年当社社外取締役就任以来、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する助言、監督等適切な役割を果たしていただいております。

また、指名委員会・報酬委員会の委員として客観性・透明性ある指名及び報酬手続きとなるよう関与・助言するなど当社の業務執行に対する監督機能を担っております。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　太陽有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヵ月
（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止　３ヵ月
（2024年１月１日から同年３月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、定款及び社内規程の遵守と企業倫理の徹底は経営の基本であるとの認識のもと、取締役自らがコンプライアンスに関する取り組みを推進する。

取締役会は、法令、定款及び社内規程等に基づき、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

監査役は、法令及び社内規程が定める権限により、監査役規程に基づき取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に従い、適切に文書・記録等の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関して、取締役及び使用人（スタッフ）は、リスク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、取締役は取締役会規程等に基づき、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

また、取締役会は経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関とする。

⑤ 使用人（スタッフ）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人（スタッフ）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動指針を定め、社内規程などの整備を行い、コンプライアンス教育を実施し、従業員の法令及び企業倫理の遵守を徹底する。

また、適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、独立した内部監査部門による監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（スタッフ）を置くことを求めた場合における当該使用人（スタッフ）に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人（スタッフ）を置くことを求めてきたときは、監査役と協議のうえ、監査役を補助する使用人（スタッフ）を置くことができる。

⑦ ⑥の使用人（スタッフ）の取締役からの独立性に関する事項

使用人（スタッフ）の独立性を確保するため、監査役を補助する使用人（スタッフ）は監査役会の事前の同意を得た、取締役の指揮命令には服さない使用人（スタッフ）とする。

⑧ 取締役及び使用人（スタッフ）が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人（スタッフ）は、法令及び定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告する。

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会のほか、ディレクターミーティング等の重要な会議に出席するとともに、稟議等重要な書類を確認する。

また、監査役による取締役及び各ディレクター等からの個別ヒアリングを定期的に行う。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人（スタッフ）は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の実効性を高めるための環境を整備するように努める。

また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換や内部監査担当との連携により、効果的な監査業務を行う。

なお、監査役は、当社の会計監査人と会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換も行う。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行に関して

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、定款及び社内規程を遵守し、企業倫理に則って行動するように徹底しております。監査役規程に則った取締役の職務執行の監査も十分に確保されております。当事業年度において取締役会を14回開催し、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われております。なお、取締役会の任意の委員会として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会・報酬委員会を設置しており、取締役の指名及び報酬の決定に係る客観性を確保しております。

また、全委員を独立社外取締役で構成する特別委員会を設置しており、支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について、公正性・透明性・客観性を確保しております。

② リスク管理に関して

リスクの回避、軽減を行うため、取締役及び使用人（スタッフ）は、リスク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、迅速に報告することで適切に措置できるように徹底しております。また、当事業年度においてリスク管理委員会を４回開催し、情報共有するとともに、リスクの重要性を評価しており、さらに、内部監査担当による監査も実施し、適法・適正な業務運営が行われていることの確認を行っております。

③ コンプライアンス体制に関して

法令及び定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告できる体制を整え、全社に周知しております。また、報告したことにより人事評価等で不利な扱いを受けないようにしており、監査役による監視も行っております。また、取締役及び使用人（スタッフ）に対してコンプライアンス教育を実施し、法令及び企業倫理の遵守を徹底するようにしております。

④ 監査役の職務の執行に関して

監査役監査の実効性を高めるため取締役及び使用人（スタッフ）の監査役監査に対する理解を深めるように努め、内部監査担当や会計監査人と連携をし、適正な監査業務を行っております。当事業年度において、ディレクターミーティングに12回参加し、効果的な監査業務を行っております。また、当社の会社規模から監査役の職務を補助すべき使用人（スタッフ）は置いておりません。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,599,064**	**流動負債**	**2,080,916**
現金及び預金	1,902,753	支払手形及び買掛金	335,448
受取手形、売掛金及び契約資産	2,491,259	短期借入金	314,550
商品及び製品	50,124	未払金	259,727
仕掛品	1,524	未払法人税等	397,346
原材料及び貯蔵品	7,095	契約負債	327,382
その他	146,307	賞与引当金	224,359
固定資産	**4,963,470**	役員賞与引当金	21,826
有形固定資産	**440,196**	その他	200,276
建物及び構築物	295,930	**固定負債**	**139,557**
機械装置及び運搬具	73,935	資産除去債務	139,557
建設仮勘定	1,275	**負債合計**	**2,220,473**
その他	69,054	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**3,074,632**	**株主資本**	**7,285,980**
ソフトウエア	2,852,745	**資本金**	**444,587**
ソフトウエア仮勘定	174,160	**資本剰余金**	**728,719**
その他	47,727	**利益剰余金**	**6,188,174**
投資その他の資産	**1,448,641**	**自己株式**	**△75,500**
投資有価証券	350,366	**その他の包括利益累計額**	**△36,019**
関係会社株式	335,874	その他有価証券評価差額金	△36,019
敷金及び保証金	346,503	**非支配株主持分**	**92,100**
繰延税金資産	327,078		
その他	88,818	**純資産合計**	**7,342,061**
資産合計	**9,562,534**	**負債純資産合計**	**9,562,534**

連 結 損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**10,243,411**
売上原価		**5,196,167**
売上総利益		**5,047,243**
販売費及び一般管理費		**3,107,004**
営業利益		**1,940,238**
営業外収益		
受取利息	64	
受取手数料	2,940	
受取保険金	1,414	
助成金収入	1,671	
その他	5,480	11,571
営業外費用		
支払利息	1,418	
持分法による投資損失	69,884	
投資事業組合運用損	13,617	
固定資産除却損	22,733	
その他	38	107,693
経常利益		**1,844,116**
特別利益		
持分変動利益	19,324	
国庫補助金	21,328	40,652
特別損失		
固定資産圧縮損	21,328	21,328
税金等調整前当期純利益		**1,863,440**
法人税、住民税及び事業税	610,615	
法人税等調整額	81,244	691,860
当期純利益		**1,171,580**
非支配株主に帰属する当期純利益		224
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,171,356**

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	444,125	728,256	5,016,817	△75,401	6,113,799
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	462	462			924
親会社株主に帰属する当期純利益			1,171,356		1,171,356
自己株式の取得				△99	△99
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	462	462	1,171,356	△99	1,172,181
当期末残高	444,587	728,719	6,188,174	△75,500	7,285,980

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△16,365	△16,365	91,876	6,189,309
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				924
親会社株主に帰属する当期純利益				1,171,356
自己株式の取得				△99
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,653	△19,653	224	△19,429
当期変動額合計	△19,653	△19,653	224	1,152,752
当期末残高	△36,019	△36,019	92,100	7,342,061

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　５社

・主要な連結子会社の名称　株式会社オプティムアグリ・みちのく
オプティム・バンクテクノロジーズ株式会社
株式会社オプティム・デジタルコンストラクション
株式会社ユラスコア
株式会社オプティム・ファーム

株式会社ランドログマーケティングは、2023年10月1日付で株式会社オプティム・デジタルコンストラクションへ社名変更しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用会社の数　５社

・持分法適用会社の名称　ディピューラメディカルソリューションズ株式会社
デジタルトランスフォーメーションファンド投資事業有限責任組合第１号
株式会社NTT e-Drone Technology
DXGoGo株式会社
株式会社ネットリソースマネジメント

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．棚卸資産

・商品及び製品、原材料及び貯蔵品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品　個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物及び構築物　３年～18年
機械装置及び運搬具　２年～７年

ロ．無形固定資産

・市場販売目的のソフトウエア　見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ロ．役員賞与引当金　役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ．ストック型収入

ストック型収入における契約は、契約期間にわたってサービスを提供する義務があります。収益の認識時期について、ライセンス販売契約は、サービスに対する支配がライセンスの使用に伴い顧客に移転することから契約期間におけるライセンス使用量に応じて収益を認識しております。その他の保守サービス契約については、サービスに対する支配が期間の経過により顧客に移転することから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

ロ．フロー型収入

フロー型収入における契約は、請負契約については、契約に基づいてソフトウエアの開発を行い、顧客に提供する義務があります。準委任契約については、契約に基づいて契約期間にわたって開発を行う義務があります。収益の認識時期について、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づく進捗度を用いて、一定の期間にわたり収益を認識しています。ただし、請負契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等には、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」（前連結会計年度94,594千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

ソフトウエア　2,852,745千円、ソフトウエア仮勘定　174,160千円

ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定は、主にサービス提供のための自社利用ソフトウエアであり、5年以内のライセンス収益計画の見積りに基づいて資産性を検討し、将来に収益を獲得することが確実と認められる場合に資産計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実績として発生したライセンスの収益計上額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

4．連結貸借対照表に関する注記

（1）受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「7．収益認識に関する注記（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報　①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

（2）資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	448,499千円
建物及び構築物	67,515千円
機械及び運搬具	82,513千円
その他	298,470千円

（3）圧縮記帳額

国庫補助金等により機械装置及び運搬具の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりです。

圧縮記帳額	21,328千円

（4）当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額	1,500,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	1,200,000千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	55,163,232株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	377,344株

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針です。また、資金調達については運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合への出資金であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。これらのうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１ヵ月以内の支払期日です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりませんので、（注２）をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
投資有価証券	240,024	240,024	－
敷金及び保証金	346,503	308,592	△37,910
資産計	586,528	548,617	△37,910

（注１）「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「未払金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資事業有限責任組合出資金（※１）	136,216
非上場株式（※２）	309,910

※１　投資事業有限責任組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象としておりません。

※２　非上場株式については、市場価格がないことから時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,902,753	－	－	－
受取手形、売掛金及び契約資産	2,491,259	－	－	－
合計	4,394,012	－	－	－

※　敷金及び保証金については、償還予定が明確にできないため上記表には含めておりません。

（注４）短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	314,550	－	－	－
合計	314,550	－	－	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて計算した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	240,024	－	－	240,024
資産計	240,024	－	－	240,024

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	308,592	－	308,592
資産計	－	308,592	－	308,592

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「敷金及び保証金」の時価の算定は将来のキャッシュ・フローをリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

	金額（千円）
ストック型収入	6,921,640
フロー型収入	3,321,771
顧客との契約から生じる収益	10,243,411
その他の収益	－
外部顧客への売上高	10,243,411

（2）収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項　④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産および契約負債の残高等

当連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

	金額（千円）
受取手形	81,907
売掛金	2,019,449
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,101,357
受取手形	91,585
売掛金	2,287,770
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,379,356
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	111,902
契約負債（期首残高）	197,557
契約負債（期末残高）	327,382

契約資産は、フロー型収入における契約について、その履行義務の充足に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、ストック型収入のサービスにおいて、契約期間分の対価として顧客から受け取った前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、個々の契約により支払条件は異なります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、151,836千円です。

当連結会計年度において、契約資産が増加した主な理由は、未請求であるが収益を認識すべきフロー型収入の契約が生じたためです。契約負債が増加した主な理由は、ストック型収入の新規サービス展開に伴い、収益の認識による減少が前受収益の受け取り額による増加を下回ったことによるものです。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、提供したサービスの期間等に基づき固定額を請求できる契約について請求する権利を有している金額で収益を認識している取引、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては注記の対象に含めておりません。なお、当該ロイヤルティのうち期間の定めがあるものについては概ね１年以内に収益として認識されると見込んでおります。

また、上記取引を除いて当初に予定される契約期間１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産	131円65銭
(2) １株当たり当期純利益	21円28銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,433,982**	**流動負債**	**2,035,537**
現金及び預金	1,714,957	買掛金	322,452
受取手形、売掛金及び契約資産	2,356,323	短期借入金	300,000
商品及び製品	43,880	未払金	256,036
原材料及び貯蔵品	6,073	未払費用	70,562
前払費用	91,554	未払法人税等	396,534
関係会社短期貸付金	225,000	契約負債	319,893
その他	54,856	賞与引当金	225,285
貸倒引当金	△58,664	役員賞与引当金	20,900
固定資産	**4,975,947**	その他	123,872
有形固定資産	**424,469**	**固定負債**	**139,557**
建物	295,151	資産除去債務	139,557
機械及び装置	59,491	**負債合計**	**2,175,095**
工具、器具及び備品	68,551	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,275	**株主資本**	**7,270,854**
その他	0	**資本金**	**444,587**
無形固定資産	**3,082,351**	**資本剰余金**	**728,719**
ソフトウエア	2,860,463	資本準備金	409,087
ソフトウエア仮勘定	174,160	その他資本剰余金	319,631
その他	47,727	**利益剰余金**	**6,173,047**
投資その他の資産	**1,469,126**	その他利益剰余金	6,173,047
投資有価証券	350,276	投資損失準備金	43,190
関係会社株式	355,798	繰越利益剰余金	6,129,857
関係会社長期貸付金	30,350	**自己株式**	**△75,500**
敷金及び保証金	345,147	**評価・換算差額等**	**△36,019**
繰延税金資産	329,285	その他有価証券評価差額金	△36,019
その他	88,618		
貸倒引当金	△30,350	**純資産合計**	**7,234,834**
資産合計	**9,409,930**	**負債純資産合計**	**9,409,930**

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,976,220**
売上原価		**4,955,632**
売上総利益		**5,020,588**
販売費及び一般管理費		**3,056,355**
営業利益		**1,964,232**
営業外収益		
受取利息	1,950	
受取手数料	2,940	
受取保険金	1,414	
助成金収入	1,420	
業務受託料	6,950	
その他	5,296	19,972
営業外費用		
支払利息	1,272	
投資事業組合運用損	14,687	
固定資産除却損	21,954	
その他	38	37,953
経常利益		**1,946,251**
特別利益		
国庫補助金	21,328	21,328
特別損失		
関係会社株式評価損	200,732	
関係会社貸倒引当金繰入額	12,604	
固定資産圧縮損	21,328	234,665
税引前当期純利益		**1,732,914**
法人税、住民税及び事業税	608,541	
法人税等調整額	77,859	686,401
当期純利益		**1,046,513**

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					投資損失準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	444,125	408,625	319,631	728,256	53,787	5,072,747	5,126,534
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	462	462		462			
投資損失準備金の取崩					△10,597	10,597	－
当期純利益						1,046,513	1,046,513
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	462	462	－	462	△10,597	1,057,110	1,046,513
当期末残高	444,587	409,087	319,631	728,719	43,190	6,129,857	6,173,047

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△75,401	6,223,515	△16,365	△16,365	6,207,149
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）		924			924
投資損失準備金の取崩		－			－
当期純利益		1,046,513			1,046,513
自己株式の取得	△99	△99			△99
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△19,653	△19,653	△19,653
当期変動額合計	△99	1,047,338	△19,653	△19,653	1,027,684
当期末残高	△75,500	7,270,854	△36,019	△36,019	7,234,834

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、原材料及び貯蔵品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品　個別法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	３年～15年
機械及び装置	４年～７年
工具、器具及び備品	２年～10年

② 無形固定資産

・市場販売目的のソフトウエア　見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① ストック型収入

ストック型収入における契約は、契約期間にわたってサービスを提供する義務があります。収益の認識時期について、ライセンス販売契約は、サービスに対する支配がライセンスの使用に伴い顧客に移転することから契約期間におけるライセンス使用量に応じて収益を認識しております。その他の保守サービス契約については、サービスに対する支配が期間の経過により顧客に移転することから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

② フロー型収入

フロー型収入における契約は、請負契約については、契約に基づいてソフトウエアの開発を行い、顧客に提供する義務があります。準委任契約については、契約に基づいて契約期間にわたって開発を行う義務があります。収益の認識時期について、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づく進捗度を用いて、一定の期間にわたり収益を認識しています。ただし、請負契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等には、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関係）

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「関係会社短期貸付金」（前事業年度54,500千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

ソフトウエア　2,860,463千円、ソフトウエア仮勘定　174,160千円

ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定は、主にサービス提供のための自社利用ソフトウエアであり、5年以内のライセンス収益計画の見積りに基づいて資産性を検討し、将来に収益を獲得することが確実と認められる場合に資産計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実績として発生したライセンスの収益計上額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	437,508千円
建物	66,867千円
機械及び装置	74,513千円
工具、器具及び備品	295,151千円
その他	975千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	62,273千円
短期金銭債務	6,469千円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務の総額

金銭債務	915千円

(4) 圧縮記帳額

国庫補助金等により機械及び装置の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりです。

圧縮記帳額	21,328千円

(5) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額	1,500,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	1,200,000千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	226,197千円
営業取引（支出分）	74,265千円
営業取引以外の取引（収入分）	59,477千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	95,347株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	68,982千円
役員賞与引当金	6,399千円
資産除去債務	42,732千円
未払事業税	21,699千円
関係会社株式	109,492千円
未払費用	25,430千円
減価償却超過額	225,206千円
貸倒引当金	27,256千円
その他有価証券評価差額金	18,373千円
その他	41,476千円
繰延税金資産小計	587,050千円
評価性引当額	△200,006千円
繰延税金資産合計	387,043千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△36,219千円
投資損失準備金	△19,061千円
その他有価証券評価差額金	△2,476千円
繰延税金負債合計	△57,758千円
繰延税金資産の純額	329,285千円

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	7,458千円	4,820千円	2,637千円
車両運搬具	5,382千円	1,969千円	3,412千円
合計	12,840千円	6,790千円	6,049千円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,804千円
1年超	4,245千円
合計	6,049千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	1,776千円
減価償却費相当額	1,776千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

9．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

１０．関連当事者との取引に関する注記

会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ユラスコア	所有 直接 100%	開発業務の委託 資金の貸付	資金の貸付（注）	125,500	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	215,350

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

１１．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　131円38銭

（2）１株当たり当期純利益　19円01銭

１２．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月22日

株式会社オプティム
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　川　資　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オプティムの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月22日

株式会社オプティム
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　川　資　樹 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オプティムの2023年４月１日から2024年３月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

ａ．取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査担当等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

ｂ．事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

ｃ．会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

a．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

b．取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

c．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社オプティム　監査役会

社外監査役（常勤）　小　島　孝　之　㊞

社外監査役　吉　冨　勝　男　㊞

社外監査役　飯　盛　義　徳　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては取締役６名の選任をお願いするものです。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役会における独立社外取締役の比率は、「コーポレートガバナンス・コード」で求められる３分の１以上となります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1 再任	菅谷 俊二（スガヤ シュンジ） (1976年６月13日生)	2000年６月　佐賀大学農学部在学中に当社設立 当社代表取締役社長就任（現任） 現在に至る （地位及び担当） 指名委員、報酬委員 （重要な兼職の状況） 株式会社オプティム・デジタルコンストラクション　代表取締役	34,209,600株
	候補者とした理由 創業社長として当社を牽引し、創業以来24期連続となる過去最高売上高を達成しております。広い視野に基づく経営経験は当社取締役会において意思決定機能や監督機能に対する実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。		
2 再任	谷口 玄太（タニグチ ゲンタ） (1982年２月10日生)	2006年４月　当社入社 2013年４月　当社ビジネスユニット３ディレクター 2016年１月　当社ビジネスユニット１執行役員ディレクター 2017年４月　当社プラットフォーム事業本部執行役員ディレクター 2019年７月　当社技術統括本部本部長ディレクター 2020年６月　当社技術担当取締役就任（現任） 現在に至る	30,200株
	候補者とした理由 2020年の取締役就任以来、技術担当取締役として、当社の開発部門を統括し、プロダクトの開発や運営において責任を担っております。その見識・能力・業務経験は、今後も当社の取締役会において意思決定機能や監督機能に実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3 再任	休坂 健志（キュウサカ タケシ） （1984年8月4日生）	2009年４月　当社入社 2014年４月　当社コーポレート＆マーケティングIR室長 2017年４月　当社インダストリー事業本部執行役員ディレクター 2019年７月　当社ビジネス統括本部本部長ディレクター 2020年６月　当社営業担当取締役就任（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社オプティムアグリ・みちのく　取締役 オプティム・バンクテクノロジーズ株式会社　取締役 株式会社オプティム・ファーム　代表取締役 株式会社NTT e-Drone Technology　取締役	7,600株
	候補者とした理由 2020年の取締役就任以来、営業担当取締役として、当社の営業部門を統括し、営業、マーケティングや企画など、幅広い業務において責任を担っております。その見識・能力・業務経験は、今後も当社の取締役会において意思決定機能や監督機能に実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。		
4 再任	林 昭宏（ハヤシ アキヒロ） （1973年10月22日生）	1996年４月　株式会社商工ファンド入社 2003年７月　株式会社ガリアプラス入社 2006年１月　株式会社クリアストーン入社 2007年６月　同社取締役就任 2010年３月　同社取締役退任 2010年４月　当社入社 2011年６月　当社管理担当取締役就任（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社オプティムアグリ・みちのく　監査役 オプティム・バンクテクノロジーズ株式会社　監査役	16,280株
	候補者とした理由 2011年の取締役就任以来、管理担当取締役として、当社の業務全般を熟知し、また、内部統制や情報管理等においても重要な役割を担っております。その豊富な業務経験は、今後も当社の取締役会において意思決定機能や監督機能に対する実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5 再任 社外 独立	江川 力平（エガワ リキヘイ） (1945年1月6日生)	1968年４月　早川電気工業株式会社（現シャープ株式会社）入社 1997年４月　同社情報通信営業本部部長 1999年12月　同社情報通信営業本部副本部長 2001年１月　同社国内営業本部副本部長 2006年４月　NTTエレクトロニクス株式会社 BBシステムデバイス事業本部営業部門長 2015年９月　当社社外取締役就任（現任） 現在に至る （地位及び担当） 指名委員会議長、報酬委員会議長、特別委員会議長	6,400株
	候補者とした理由及び期待される役割 2015年の当社社外取締役就任以来、すべての取締役会に出席し、これまでの豊富な営業経験から、当社取締役会の監督機能を果たしており、引き続き経営陣から独立した客観的な立場で当社取締役会において意思決定機能や監督機能に対する実効性強化が期待できるため、独立社外取締役候補者としました。なお、社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって８年10ヵ月となります。		
6 再任 社外 独立	竹﨑 雄一郎（タケザキ ユウイチロウ） (1979年７月９日生)	2003年４月　モルガン・スタンレー証券会社入社 2006年11月　Perry Capital Senior Analyst 2009年10月　Silver Lake Partners 日本担当 2013年７月　株式会社テレパシージャパン CFO 2019年８月　Fairy Devices株式会社 執行役員CSO 2020年12月　同社取締役就任（現任） 2022年６月　当社社外取締役就任（現任） 現在に至る （地位及び担当） 指名委員、報酬委員、特別委員 （重要な兼職の状況） Fairy Devices株式会社　取締役 株式会社本郷植林研究所　取締役 双日モリノミライ株式会社　取締役 キンカ・アセットマネジメント株式会社　取締役	０株
	候補者とした理由及び期待される役割 2022年の当社社外取締役就任以来、すべての取締役会に出席し、これまでの金融機関での知見及びIT企業での経営者としての幅広い経験から、当社取締役会の監督機能を果たしており、引き続き経営陣から独立した客観的な立場で当社取締役会において意思決定機能や監督機能に対する実効性強化が期待できるため、独立社外取締役候補者としました。なお、社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．菅谷俊二氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等です。
３．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2024年３月31日現在のものです。

4．江川力平氏及び竹﨑雄一郎氏は、社外取締役候補者です。取締役江川力平氏及び竹﨑雄一郎氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5．当社は現在、江川力平氏及び竹﨑雄一郎氏との間で会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定です。
6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告「４．(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を任期途中である2024年12月に更新する予定です。

（ご参考）取締役会のスキルマトリックス

第１号議案が承認された場合の取締役会に構成及び各役員が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

それぞれの専門性の発揮と全体としてのバランスをとることで、さまざまなビジネス環境の変化に柔軟に対応できる体制をとっています。

役職	氏名	企業経営	イノベーション	財務・会計	人事・労務・人材開発	法務・リスク管理	環境・社会	内部統制・ガバナンス
取締役	菅谷俊二	○	○	○	○	○	○	○
	谷口玄太		○	○	○	○		○
	休坂健志		○		○	○	○	○
	林昭宏			○	○	○	○	○
社外取締役	江川力平	○		○	○	○		○
	竹﨑雄一郎	○		○		○	○	○

第２号議案　取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

Ⅰ 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものです。

本議案においてご承認をお願いするストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、さらなる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、本議案における報酬額の上限、新株予約権の付与の総数については、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

Ⅱ 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

１．ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第 361 条第１項に基づき、2018年６月28日開催の第18期定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役100百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与除く）とすることをご承認いただいております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、従来の報酬の額とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます）に対して、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額90百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものです。

対象取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権１個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

本議案をご承認いただきました場合、ご承認いただきました内容とも整合するよう、本株主総会終結以降の当社取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本招集ご通知19頁）につき、本招集ご通知20頁に記載しております非金銭報酬の内容を変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、

相当な内容であると判断しております。
なお、第１号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は６名（うち、社外取締役２名）となります。
本議案をご承認いただいた場合、対象取締役の他に、当社従業員に対しても同様のストック・オプションを割り当てる予定です。
本議案における報酬額の上限、発行される新株予約権の総数、新株予約権の付与の条件等の内容は、報酬委員会での審議を経て、諸般の事項を総合的に勘案のうえで決定されております。
また、各取締役に対する具体的な報酬額、新株予約権の付与数や条件等は、報酬委員会に諮った後に取締役会において決定することといたします。
従って、本議案の内容は相当なものであると考えております。

２．報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）
（１）新株予約権の数
各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の上限は、1,000個とする。
（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数
各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は100,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
（３）新株予約権と引換えに払い込む金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
行使価格は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（当日に取引がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする）のいずれか高い金額とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（5）新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の付与決議の日後２年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
（6）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
（7）新株予約権の行使条件の概要
① 新株予約権は、発効時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
（8）新株予約権の取得に関する事項（取得条項）の概要
① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 当社は、新株予約権の割当を受けた者が上記（7）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
（9）その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：佐賀県佐賀市本庄町１
オプティム・ヘッドクォータービル
TEL 0952－41－4277



交通　ＪＲ佐賀駅よりバスで約15分（佐賀大学西バス停留所下車徒歩６分）
九州佐賀国際空港よりタクシーで約20分
※無料駐車場はございませんのでご了承ください。